認定基準に基づく審査取扱方針は次のとおりとする。

認定審査は、申請者から提出された申請書類に基づき、以下の手順により書類審査、現地確認、審査会を行い、合議制で審査を行う。

- 1. 事務局は、申請者からの提出された書類を審査し、書類の不備等がある場合は申請者へその旨を連絡し、不備を修正するよう伝える。
- 2. 事務局は、申請書類に基づいて現地を確認し、申請内容に相違ないことを確認する。この時、必要に応じてかめやま生物多様性共生区域認定審査委員 (以下、「委員」という。)に同行を依頼するものとする。
- 3. 事務局は、事前に委員に申請内容を通知したうえで、委員を招集し、認定 審査会を執り行う。認定審査会の手順は以下のとおりである。
 - 3-1. 事務局は委員に対し、書類審査及び現地確認の報告を行う。
 - 3-2. 委員各自は、かめやま生物多様性共生区域認定審査表により、 認定基準に基づく審査項目のそれぞれに対して評価を行う。
 - 3-3.事務局は、委員の評価を取りまとめ、その結果を委員に報告する。
 - 3-4. 委員は取りまとめ結果を基に討議を行い、合議制により、かめやま生物多様性共生区域認定審査表について最終的な評価を取りまとめる。最終的な評価がすべて「3」以上であれば認定相当となる。
- 4. 審査会は、審査の経過及び結果を亀山市へ報告する。
- 5. 市長は、審査会の報告に基づき、かめやま生物多様性共生区域を認定する。

◆かめやま生物多様性共生区域認定審査表

審査基準	詳細	評価とその基準				
		5	4	3	2	1
(1) 境 界・名称 に 関 す る基準	境界に関す る基準	区域の境界が <u>明示されている</u>			区域の境界が <u>B</u> <u>い</u>	月示されていな
	名称に関す る基準	区域の名称が <u>明示されており</u> 、その内容が <u>社</u> 会通念上適切である				月示されていな 内容が 社会通念
(2) 統 治・管理 体 制 す 基準	統治に関す る基準	区域の 統治体制が明確であり 、 関係者が申請 に同意しており、認定に適格な区域である			は 関係者の同意	削が不明瞭 、又 意が得られてい 或の認定に <u>適格</u> ある
	管理に関す る基準	区域の 管理目的が明確 であり、管理内容や実施者、頻度などが明示されている			区域の 管理目的が不明瞭 であり、管理内容や実施者、頻度などが明示されていない	
(3)生物多様性の価値に関する基準		論文等客観 的資料によ り、 区域が生物多様性の価値上有しているこできる	現地確認に り、多様1 物多を1 ものできる できる できる できる	現地確認 と り、 り、 多様 は が を は で し で し で し で と し で し で し で し で し で し て い る ら し て し る ら し る し る と し る と る と る と る と る と る と る と	現地確認や提出資区域が生物多様1ついるでは、 は、外域の個位を1ついるでは、 大力に対しては、 大力にできない。 大力にでをないをなななななななななななななななななななななななななななななななななな	現地確認や提 出資料にで は、区域が生 物多様性の低 値を1ついるこ とがほとんど 確認できない
(4)に保果す準理る効関基	管理の有効 性に関する 基準	管理内容が 十分に れての 生物多 様性の価値 を高める可 能性が高い	管理内容がれて おり、 を性性 の価値を高 めるる	管理内容が十 分配慮されて おり、 区域の 生物多様性 を損なう可 能性は低い	管理内容は、 区域の生物 多様性を損 なう可能性 がある	管理内容は、 区域の生物多 様性を損なう 可能性が高い
	モニタリン グと評価に 関する基準	モニタリン り、多様性の 状次 を観的と デーにとす さる	モニタリング 計画にタリンり、 区域の生物別の 後性のと 現の 後性を はりも詳細 に把握ができ こと <u>る</u>	モニタリング 計画により、 区域の生物名 様性の状況と 変化を、 概 ね 把握するこ とができる	モニタリング 計画では、区 域の生物多様 性の状況と <u>十分に</u> <u>把握するこ とができな</u> <u>い</u>	モニタリング 計画では、区 域の生物多様 性の状況と変 化を、 全く把 握することが できない

◆かめやま生物多様性共生区域認定審査解説

かめやま生物多様性共生区域認定要領第7条に規定する認定基準について、下 記のとおり解説する。

審査基準	詳細	解説
(1)境界・名称に関	境界に関する基準	・地理的に画定された区域であること・区域の面積が算出されていること
する基準	名称に関する基準	・名称が付されていること(他の権利を侵害する名 称や、公序良俗に反する名称でないこと)
	管理権限に関する	 ・区域内の土地に対する統治責任者及び管理責任者が特定されている。 ・統治責任者、管理責任者が区域の範囲に同意している。 ・統治責任者、管理責任者がそれぞれ複数の者から構成される場合には、それらの者の意思疎通が図られる定期的な機会が設定されている。
(2)ガバナンス・管理に関する基準		・区域の管理目的が明確化されている。 ・管理措置の内容や実施者、頻度が明確化されている。 ・管理措置の内容が法令等に違反する行為ではない。 ・統治責任者及び管理責任者が法人、団体の場合には、解散する予定がなく、統治責任者及び管理責任者としての立場の期間が継続する。

審査基準	詳細	解説
		・区域の全部又は一部が、以下のいずれかの価値を 有し、そのことが申請資料や現地確認において確認 することができる必要がある。(論文文献や公共的 資料等、客観的な資料により示すことができること が望ましいが必須ではない)
		1. 公的機関等によって、生物多様性保全上の重要性が既に認められている場としての価値
		2. 原生的な自然生態系が存する場としての価値 3. 里地里山といった二次的な自然環境に特徴的な 生態系が存する場としての価値
		4. 生態系サービス提供の場であって、在来種を中心 とした多様な動植物種からなる健全な生態系が 存する成立している場としての価値
(3)生物多様性の価値	値に関する基準	5. 伝統工芸や伝統行事といった地域の伝統文化のために活用されている自然資源の供給の場としての価値
		6. 希少な動植物種が生息生育している場あるいは 生息生育している可能性が高い場としての価値
		7. 分布が限定されている、特異な環境へ依存するなど、その生態に特殊性のある種が生息生育している場又は生息生育の可能性が高い場としての価値
		8. 越冬、休息、繁殖、採餌、移動(渡り)など、動物の生活史にとって重要な場としての価値
		9. 既存の保護地域又はかめやま生物多様性共生区域をはじめとするOECMに隣接する若しくはそれらを接続するなど、緩衝機能や連続性・連結性を高める機能を有する場としての価値

審査基準	詳細	解説
(4)管理による保 全効果に関する基 準	管理の有効性に関する基準	・区域の管理目的及び管理措置の内容が、3に掲げた生物多様性の価値に負の影響を与えるものではなく、長期的な域内保全に貢献するものであること・区域の管理が通年で行われていること。ただし、年間の一部の時期のみ行われている管理措置により生物多様性の価値の通年保全が図られている場合は、この限りではない。 ・3に掲げた生物多様性の価値に対する脅威が特定されており、有効と考えられる対策が検討又は実施されていること。 ・3に掲げた生物多様性の価値に影響を及ぼす現行又は将来の開発計画が存在しないこと。
	モニタリングと評価に 関する基準	・3に掲げた生物多様性の価値が保全されていることを、モニタリング調査により、概ね5年に一度の頻度で実施している又は実施する見込みであり、その内容が妥当である。